

# 関東大震災時における帝国政府の「情報部」の活動について ‘Information Bureau’ of Japanese government in the Great Kantō Earthquake of 1923

ノ ジュウン<sup>1</sup>  
Jooeun NOH

<sup>1</sup> 東京大学大学院 学際情報学府 Interdisciplinary Information Studies at University of Tokyo

**要旨**・・・本報告は、関東大震災時における帝国政府の「情報処理」を明らかにする作業の一環として、当時日本政府の「情報部」の活動を分析する研究である。特に、政府というものを一括りにしてみる観点を問題化しながら、震災時の「情報処理」のなかで現れる様々な権力のあり方に注目する。そのため、本報告では、臨時震災救護事務局の情報部、関東戒厳司令部の情報部、海軍震災救護委員会の情報科が行った活動を明らかにする。

**キーワード** 関東大震災、朝鮮人虐殺、帝国、情報、宣伝

## 1. はじめに

1923年9月1日に起きた関東大震災は、10万名以上の死者をもたらした大地震であり、「朝鮮人の暴動」や「朝鮮人の放火」などの流言飛語が広がり、軍隊、警察、自警団により6千名以上の在日朝鮮人が虐殺された「人災」でもあった。未曾有の大震災は日本の政治、経済、文化などの各分野に影響を与え、震災後各々の学問から多くの研究がなされてきた。関東大震災時の朝鮮人虐殺に関する研究もそれらの分野の一つであるが、事件そのものに植民地問題という性格もあるため、震災研究からは離れて虐殺研究という独立された分野として研究が進んできた。

震災40周(1963)年から始まり現在に至る朝鮮人虐殺に関する研究成果は、虐殺の原因や真相を究明することに焦点が当たっており、それらの研究成果のおかげで隠蔽されていた虐殺の歴史がある程度明らかになった。だが、虐殺の暴力性とその責任を告発することに偏るあまり、その事後処理の過程やそれに関わる政府内部における様々なあり方を具体的に描いた研究はほとんどなされていなかった。本報告は、朝鮮人虐殺をめぐる情報の移動という観点から政府の事件対応や事後処理の問題を上げる、これまで明らかにされなかった震災時の「情報処理」の過程を分析する研究の一環として、当時権力により組織された「情報部」の様々なあり方に注目する研究である。

関東大震災時に広まった流言飛語が6千名以上の朝鮮人虐殺をもたらしたように、朝鮮人に関する流言飛語や虐殺に関わる情報をどう「処理」するかは当時の統治者にとって重要な課題であった。また、大震災といった非常時における避難民に対する救護などの震災関係情報をどう「処理」するかの問題も、権力側にとっては至急な課題であった。当時の救護、また、流言飛語や虐殺に関わって政府がどのような対策を取ったかについては、先行研究や関係資料集によりある程度明らかにされている。だが、対策を取るまで、あるいは、対策が決まってから、それぞれの政府内部ではどのような情報生産・交換・伝達が行われたのか、すなわち、政府内の各々の担当当局による「情報処理」と全般的な対策とのつながりやそのプロセスを分析した研究はこれまでなされてこなかった。本報告は、震災時における政府内部の主体別の「情報処理」を明らかにする研究として、関東大震災時の日本政府の「情報部」の活動を分析する。しかし、政府の「情報処理」といっても、それを担った政府内の担当当局もそれぞれであり、その目的や活動も同様ではなかっただろう。関東大震災時の統治権力による「情報処理」を考察する本報告では、政府というものを一括りにしてみる観点を問題化しながら、震災時の「情報処理」のなかで現れる様々な権力のあり方に注目する。特に、本報告では、臨時震災救護事務局の情報部、関東戒厳司令部の情報部、海軍震災救護委員会の情報科が行ったそれぞれの活動を明らかにすることを研究目的とする。先行研究においては、臨時震災救護事務局、陸軍省、海軍省の震災時における活動をまとめた研究はなされてきたが、震災時の情報・宣伝に注目して当局それぞれの「情報部」の活動に焦点を当てる考察はなかった。本報告は、震災時の「情報処理」の観点から各々の「情報部」に注目し、それぞれの対策や活動を明らかにする。

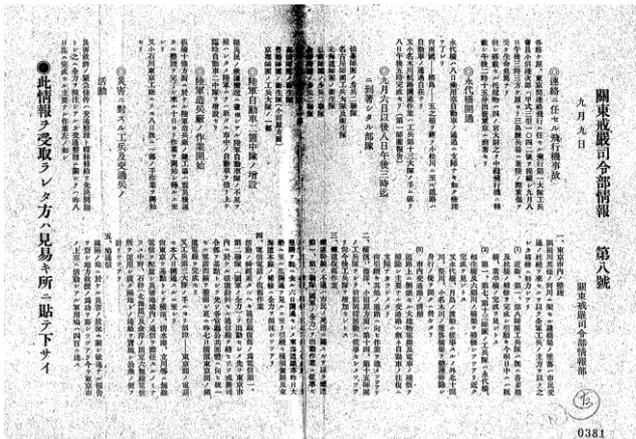
## 2. 臨時震災救護事務局の情報部

内田内閣は大地震発生翌日である9月2日(日曜日)に「勅令第397号」で臨時震災救護事務局官制を決め、「内閣総理大臣ノ管理ニ属シ震災被害救護ニ関スル事務ヲ掌ル」、「総裁ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充テ副総裁ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ」臨時震災救護事務局を設置した<sup>1</sup>。その組織としては、総務部、食糧部、収容設備部、諸材料部、交通部、飲料水部、衛生医療部、警備部、情報部、義捐金部、会計経理部の11部があった。活動方針の中、「八、政府にて新聞を発行し、事実の真相を伝えて人心の動揺を防ぐこと<sup>2</sup>」となっているように、臨時震災救護事務局にとって情報に関する活動は重要なことであった。

そのため、臨時震災救護事務局では「九月一日大震災ノ襲来ニ因リ京浜ノ日刊新聞一時殆ト全滅シ報道機関其跡絶ツヤ流言浮説各所ニ行ハレ人心恟々トシテ安スル所ヲ知ラス治安ノ維持罹災民ノ救済等ニ対スル政府ノ措置モ亦之ヲ市民ニ伝フルノ途ナカリシヲ以テ情報部ハ震災ニ関スル精確ナル報道ヲ迅速ニ行フノ必要ヲ感シ直ニ印刷機械及動力機械ノ非常徴発ヲ行ヒ九月二日午後七時『震災彙報』第一号ヲ発行シ陸軍伝令及警察伝令ニ托シテ之ヲ市内各所ニ配布」したという。また、「震災後数日ヲ経テ各新聞社ハ漸次其発行能力ヲ回復スルヤ情報部ハ各種ノ精確ナル新聞材料ヲ募集シテ一日七回ツツ之ヲ新聞社及通信社ニ供給」した。震災地の民心が安定し新聞発行も回復され、情報部は9月20日から『震災彙報』の発行回数を1日1回と減らし、24日には情報部が総務部に併合されその事務は総務部の情報係に移管された。情報係で引き続き発行した『震災彙報』は10月25日に廃刊された<sup>3</sup>。

## 3. 関東戒厳司令部の情報部

9月3日、戒厳令が東京府と神奈川県に拡張施行されることに伴い、同日関東戒厳司令部条例の公布により関東戒厳司令部が特設された。関東戒厳司令部は組織の中に5名の将校より構成された情報部を開設し、情報部より情報の収集・通報と部外に対する宣伝業務が行われた。情報部の宣伝活動は「震災以来流言飛語燎原ノ勢ヲ以テ伝ハリ人心極度ニ不安動揺ニ陥リ各地ニ騷擾勃発ヲ見ントスルニ至リシヲ以テ諸情報特ニ事態ノ真相ヲ伝ヘテ民心ヲ安定セシメ秩序ノ維持ニ資スル為」であったという。9月5日には新たに関東戒厳司令部内に情報部を併せて宣伝部を設置し、宣伝部が情報の蒐集と宣伝実行に関する業務を統括することとなった。宣伝部内には情報課と宣伝実行課の両課が設けられ、従来の情報部は宣伝部内の情報課に移管された。宣伝部の業務としては、情報課で情報蒐集と新聞記者との交渉や師団宣伝係との連繫に関する宣伝活動を担当し、宣伝実行課では飛行機、軍隊、派遣員によるビラの配布・掲示などの宣伝を直接実行した。9月10日、宣伝実行課の宣伝業務や規模が縮小されることとなり、関東戒厳司令部は宣伝部の編制を解き、情報課に宣伝係を加えた。このような変遷を経た情報課は10月2日に閉鎖された(松尾章一監修、田崎公司・坂本昇編(1997):336-337)。



【図1】「関東戒厳司令部情報 第八号」

9月6日に開始した宣伝部は、「九月六日ヨリ東京市及其近郊ニ南北二班ヲ配シ自動車及乗馬ニ依リ前項各種ノ宣伝文及情報ノ頒布及実況視察ヲ行ヒ又飛行機ヲ以テ戒厳地域内ニビラ宣伝ヲ為サシメ尚横浜浦和千葉ノ各地ニ常置員ヲ配置シ帝都付近ノ真相ヲ伝ヘ且該方面ノ情況ヲ視察セシム」という。また、宣伝部は7日より『戒厳司令部情報』を調製・発刊した(松尾章一監修、田崎公司・坂本昇編(1997):345)。【図1】は関東戒厳司令部情報部が発行した9月9日付の『関東戒厳司令部情報 第8号』である。9日は情報

<sup>1</sup> 日本銀行調査局『震災関係法令集—自大正12年9月1日 至大正12年11月30日』15頁。

<sup>2</sup> 内務省社会局(1926)『大正震災誌 下』2頁。

<sup>3</sup> 臨時震災救護事務局(1923)『震災被害状況並救護施設概要』131-132頁。

<sup>4</sup> 「関東戒厳司令部情報」: JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08050094900、大正12年 公文備考 変災災害付属 巻1(防衛省防衛研究所)

部は宣伝部内の情報課として編入された時点であるが、【図1】からわかるように、『関東戒厳司令部情報』が関東戒厳司令部情報部の文書として発刊された点と、文書の最後に太字で「此情報ヲ受取ラレタ方ハ見易キ所ニ貼テ下サイ」と記載されているのが注目される。横須賀戒厳司令部情報部では『震災関係情報』を発行した。

#### 4. 海軍震災救護委員会の情報科

海軍震災救護委員会は9月3日に設置され、10月1日に廃止された海軍省機関である。海軍大臣財部彪は「官房第3055号ノ2」をもって「震災救護ニ関シ海軍ニ於テ採ルヘキ方策ヲ講究スル為海軍省内ニ海軍震災救護委員会ヲ置ク」ことを定めた。すなわち、この海軍震災救護委員会は9月2日の臨時震災救護事務局の設置に伴い、海軍としての善後策を講ずるため組織されたものである。委員会が設立された当初は、委員会の中に総務科、調査科、運輸通信科、人事科、軍需科、医務科、給料科、応急建築科があったが、9月8日、海軍大臣財部彪は「官房第3033号ノ3」をもって海軍震災救護委員会規程を改正し、総務科の下に情報科を加えるようにした。その情報科の業務は「救護ニ関スル諸情報ノ蒐集及発表ニ関スルコトヲ掌ル」ことだという<sup>7</sup>。総務科が9月9日に発行した『震災総務通報 第2号』によれば、「海軍震災救護委員会ニ新ニ情報科ヲ設ケラレ震災救護ニ関スル海軍各部ノ施設、状況ハ勿論部外諸官庁其他ニ於ケル情報ヲ普ク蒐集シ其必要ト認ムルモノヲ速ニ部内並ニ一般関係ノ向ヘ通報スルコトナリタルニ付資料蒐集ニハ格別ノ便宜ヲ与ヘラレ度又必要ト認メラルノ資料ハ進テ同科（軍令部三班五課室）ニ送付方取計ハレ度」と、情報科の新設について説明している。

震災時、海軍震災救護委員会が発行した情報としては、『海軍震災救護委員会通報』と『無線震災情報』などがある。9月16日に改まった海軍震災救護委員会情報科執務内規をみると、情報発布方法として『海軍震災委員会通報』は毎日一回の発布し、正午締切と午後四時の発送となったという。また、『海軍震災救護委員会通報』の「記事ハ海軍艦船ノ行動ニ関スルモノヲ主トシ機宜他ノ重要情報ヲ添付ス」となり、『無線震災情報』は「各方面ノ緊要情報梗概ヲ毎日兩三回船橋無電ニ依リ適時発送」するようになった。『海軍震災救護委員会通報』と『無線震災情報』の発布規程が情報科の執務内規をもって定まれた事実より、情報科が『海軍震災救護委員会通報』と『無線震災情報』の発布を担当したことがわかる。『海軍震災救護委員会通報 第1号』が発行されたのは9月5日であるが、情報発布の重要性が高くなり、9月8日に新たに情報科を設けて『海軍震災救護委員会通報』の発布を担当させたと思われる。その他に、情報科では市中貼出文配布を担い、「必要ノ都度簡單ナル宣伝票ヲ作製シ海軍省表構門掲示場其他市中ノ要君ニ貼付ス」業務も行った<sup>8</sup>。

#### 5. おわりに

第一次世界大戦後、帝国列強の間で「情報」が外交や帝国運営における重要なキーワードとして台頭されているなか、日本も1921年8月、外務省内に情報部を設置した。この情報部が日本本国政府においては最初の情報機関としての役割を担うものであった。本報告では、第一次世界大戦後の世界列強における「情報戦」の歴史を背景にした帝国日本が、関東大震災時において当局内にそれぞれの情報部を設置し非常時に対する対策を取ろうとした、これらの情報部の様々な活動が確認できた。

大震災発生の一週間前8月24日、加藤友三郎首相が死去した後、8月28日に山本権兵衛に組閣の大命が降下したため、9月1日の日本はまだ新内閣が成立していなかった状況であった。9月2日に山本内閣が組閣されるまで、加藤内閣で外務大臣であった内田康哉が臨時首相をつとめた。内田内閣が9月2日の臨時閣議で臨時震災救護事務局を設置することを決めた後、同日に山本権兵衛を総理大臣とした新内閣が成立された。新内閣の組閣を目の前にした時点で総理大臣代理をはじめとした内田内閣が臨時震災救護事務局を設置した理由については、山本内閣の内務大臣となる後藤新平に対する牽制を指摘する主張もある。東京市長時代以来後藤の抱き続けてきた都市計画案実施を、震災救護という急務を先に立たせることにより、都市計画への後藤の手をしばる牽制が内田内閣の内部に働いていたということである(北原素子(2011): 65-66)。内務省を中心とした臨時震災救護事務局の設立において、権力それぞれの目的や背景があったことが窺われる。また、海軍省においても、9月3日の臨時震災救護事務局の設置に伴い海軍としての善後策を講ずるため海軍震災救護委員会を9月3日に組織したといったように、大震災

<sup>5</sup> 「情報」：JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C0805098700、大正12年 公文備考 変災災害付属 巻4(防衛省防衛研究所)

<sup>6</sup> 「広報 大正12年10月(1)」：JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C12070288700、大正12年 海軍公報 下巻(防衛省防衛研究所)

<sup>7</sup> 「海軍震災救護委員会通報(1)」：JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08050980000、大正12年 公文備考 巻160 変災災害(防衛省防衛研究所)

<sup>8</sup> 「海軍震災救護委員会関係(2)」：JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08050979800、大正12年 公文備考 巻160 変災災害(防衛省防衛研究所)

<sup>9</sup> 「海軍震災救護委員会通報(1)」：JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08050980000、大正12年 公文備考 巻160 変災災害(防衛省防衛研究所)

<sup>10</sup> 「海軍震災救護委員会通報(1)」：JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08050980000、大正12年 公文備考 巻160 変災災害(防衛省防衛研究所)

に対する政府の対策というのは、政府を一括りにせず当局それぞれの震災対策としてアプローチする必要があるといえるだろう。

関東大震災関係政府文書を見ると、「宣伝」という用語がよく登場する。大震災発生の翌日である1923年9月2日、内田内閣は戒厳令と非常徴発令を公布すると共に、臨時震災救護事務局を設置した。9月3日から毎日午前9時に関係官庁事務官が会合して打合せした臨時震災救護事務局の決定事項により「朝鮮人問題」に対する対策の大体が決まったが、「宣伝」はそれらの決定事項からよく確認できる重要なキーワードであった。本報告で確認したように、臨時震災救護事務局の情報部も情報発布をはじめとした宣伝の仕事を担当する部署であった。また、関東戒厳司令部においても情報部があったが、震災後の事態とともに情報蒐集と宣伝業務の重要性が大きくなり、9月5日に関東戒厳司令部は情報部を併せて宣伝部を新設したのである。さらに、臨時震災救護事務局や陸軍の関東戒厳司令部のみならず、海軍にも情報や宣伝を担当する部署があり、海軍震災救護委員会が9月8日に設置した情報科がそれであった。これらの「情報部」の活動をみると、「情報部」の業務というのは情報の生産よりは情報の伝達や発布、いわば宣伝に重点が置かれたといえる。関東戒厳司令部が情報部から宣伝部を新設したこと、海軍震災救護委員会が設置された5日後に新たに情報発布を担当する情報科を設けた事実も、それを裏付けるものである。

## 参考文献

- 1)北原糸子(2011)『関東大震災の社会史』朝日新聞出版
- 2)琴乗洞編・解編(1991)『関東大震災朝鮮人虐殺問題関係史料Ⅱ 朝鮮人虐殺官庁史料』緑蔭書房
- 3)東京大学新聞研究所「災害と情報」研究班(1987)『都市災害の情報問題—その1』
- 4)廣井脩(1986)「関東大震災と安否情報②」『月刊消防』8-11
- 5)松尾章一監修、田崎公司・坂本昇編(1997)『関東大震災政府陸海軍関係史料Ⅱ 陸軍関係史料』日本経済評論社
- 6)松尾章一(2003)『関東大震災と戒厳令』吉川弘文館
- 7)村上和彦(2012)「軍隊による災害救援に関する研究—関東大震災を中心として」『戦史研究年報』16